

九度山町簡易水道事業給水条例施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は九度山町指定給水装置工事事業者に関する事項を除くほか、九度山町簡易水道事業給水条例(昭和 47 年九度山町条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構造)

第2条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓及び水道メーター以下「メーター」という。)等をもって構成する。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

第3条 給水装置は、水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は、漏水のおそれがないよう設計及び施行をしなければならない。

2 給水装置には、凍結、破壊、侵食等を防止するため適当な措置を講じなければならない。

3 給水装置は配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等を直結してはならない。

4 給水装置は、井河水その他の供給管と直結してはならない。

5 給水装置には、給水管へ汚水又は供給する水以外の水の逆流を防止するため適当な措置を講じなければならない。

第4条 配水管への取付口における給水管の口径は、その給水装置による水の使用量、その他の事情をさんしゃくして町長が定める。

第5条 分水栓、止水栓、制水弁、異型管、鋳鉄直管の取付使用等については、町長が別に定める基準に適合していなければならない。

(受水槽の設置)

第6条 一時に多量の水を使用する箇所、その他町長が必要と認める場合においては受水槽を設けなければならない。

第7条 削除

(工事申込書の提出)

第8条 条例第5条の規定により工事の申込みをしようとする者は給水装置工事申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の申込者が工事の変更又は取消をしようとするときは、直ちに給水装置工事申込取消(変更)届(様式第2号)を提出しなければならない。

(未配水管布設場所への工事申込等)

第8条の2 配水管の布設をしていない場所に給水工事の申込をする場合は、条例第5条の2のただし書の工事費として、既設配水管に接続する部分より給水装置までのすべての費用を申込者が負担するものとする。

2 条例第5条の2のただし書の規定による工事竣工後の施設については、町の管理に属する水道施設として扱うものとする。

3 前項の工事の申込者は、竣工に当たり寄付申込書(様式第15号)を町長に提出するものとする。

(共用給水装置の設置条件)

第9条 条例第4条に規定する共用給水装置は、次の各号に該当し、町長が必要と認めるものでなければ設置し、又は使用することができない。

(1) 専用給水装置を設置する事ができないとき

(2) 給水装置を第27条第2号に該当して使用するとき

(利害関係人の同意書等の提出)

第10条 条例第5条第2項の同意書等の提出は次のとおりとする。

(1) 他人の土地を通過して給水装置を設置するときは、当該土地所有者の同意書(様式第1号)

(2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、当該給水装置所有者の承諾書(様式第1号)

(3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意書(様式第1号)又は申込者の誓約書(様式第3号)

(工事施行の許可申請)

第11条 条例第8条第1項の規定により九度山町指定給水装置工事事業者が施行する工事については、第8条の申込書のほか、九度山町指定給水装置工事事業者の氏名を記載した給水装置工事許可申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(工事の設計)

第12条 条例第8条第1項に規定する設計の範囲は、次のとおりとする。

(1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで

(2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽への給水口まで

第13条 削除

第14条 削除

(工事費の算出方法)

第15条 条例第11条に規定する工事費の算出方法は、次の各号による。

(1) 材料費は、町長が定める材料単価額に、その工事に使用する材料の数量を乗じて算出する。ただし、燃料及び接合材料等の数量については町長が別に定める。

(2) 労務費は町長が別に定める工事掛表により算出する。

(3) 運搬費は、町長が別に定めるキロ程により算出する。

(4) 道路復旧費は、道路管理者が定めるところによる。ただし重要路線、その他で道路の仮復旧を要する場合には、町長が別に定める道路掘削跡復旧費を別に徴収する。

(5) 間接経費は、監督料、損料及び事務費等とし、その額については、町長が別に定めるところによる。

(工事の竣工届)

第 16 条 条例第 8 条第 2 項に規定する、工事竣工したときは、直ちに町長に工事竣工届（様式第 6 号）をして、町長の指定する職員の検査を受けなければならない。

（給水装置の修繕）

第 17 条 条例第 21 条第 2 項に規定する給水装置の修繕に要した費用は町長が別に定めるところにより算出して徴収する。

第 3 章 給水及び管理

（給水の申込）

第 18 条 水道を使用開始しようとする者は、給水開始届（様式第 10 号）を提出しなければならない。

（代理人及び総代人の選定又は変更の届出）

第 19 条 条例第 16 条及び第 19 条の規定による代理人を置くとき、又は変更の届は、代理人選定（変更）届（様式第 7 号）による。

2 条例第 16 条及び第 19 条の規定による総代人の選定又は変更の届出は、総代人選定（変更）届（様式第 8 号）による。

（水道の使用中止、変更等の届出及び届出義務者）

第 20 条 条例第 19 条各号の一に該当する場合の届出及び届出義務者は、次のとおりとする。

- （1）給水装置の所有権に変動があったときは、新旧所有者、ただし、その事実を証明する書類を添付するときは新所有者とする。給水装置使用者異動届（様式第 9 号）
 - （2）給水装置の使用を中止しようとするときは、使用者給水装置使用中止届（様式第 10 号）
 - （3）使用者に変更があったときは、新使用者、給水使用名義変更届等（様式第 11 号）
 - （4）所有者の住所に変更があったとき、給水装置所有者住所変更届（様式第 12 号）
 - （5）共用給水装置の使用戸数に異動があったときは、使用者又は、総代人、給水使用名義変更等届（様式第 11 号）
 - （6）給水装置の用途の変更があったときは、使用者、給水使用用途変更届（様式第 11 号）
 - （7）消火のため、私設消火栓を使用したときは、使用者、私設消火栓使用届（様式第 13 号）
 - （8）演習のため、私設消火栓を使用しようとするときは、使用者、私設消火栓使用届（様式第 13 号）
- （私設消火栓）

第 21 条 私設消火栓を公共のための演習に使用しようとするときは、その事実を証明する書類を提出しなければならない。

2 私設消火栓には町が封印する。

（水量の認定）

第 22 条 条例第 29 条の規定による水量を認定するときは、次のとおりとする。

- （1）メーターが故障と認められる場合、その他の事情により点検できないときは、前年同月分、又は前月分の使用水量、その他の事情を考慮して認定した水量

(2) メーターの機能試験の結果、その誤差が  を超える場合は町長の認定により算定した水量

(3) 前2号の定めにより難しい場合は、新たにメーターを取り付け、これに基づき推定算定した水量

第 23 条 メーターは次の基準により設置する。ただし、この基準により難しいときは、その都度町長がこれを決定する。

(1) 給水栓まで直接給水するものについては専用、又は共用給水装置ごとに1個、ただし集団住宅等で町長が必要と認めるものについては、団地ごとに1個とすることがある。

(2) 受水槽を設けるものについては受水槽への給水口ごとに1個

(3) 私設消火栓には設置しない。

(メーターの管理)

第 24 条 使用者又は所有者は、メーターの設置場所にその点検、及び機能を妨害するような物件を置き又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、使用者又は所有者に原状回復を命じ履行しないときは、町が施行して、その費用を違反者に請求することができる。

(メーターの位置変更)

第 25 条 メーターの位置の変更を要するときは、メーター位置変更申請書(様式第 14 号)を提出しなければならない。

2 町長が必要であると認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

(給水装置及び水質検査)

第 26 条 条例第 23 条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能、又は漏水について通常の検査以外の検査を行うとき

(2) 水質については、色及び濁り、並びに残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき

2 町長が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

第4章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第 26 条の2 条例第 23 条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する厚生省令(平成4年厚生省令第 69 号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと

第5章 料金、加入分担金及び手数料

(用途の適用基準)

第27条 条例第25条に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

(1) 専用給水装置

用途	適用基準
一般用	一般家庭、アパート、寄宿舍、合宿舍及び寺院、教会、神社、その他これに類するものの専用に使用するもの
営業用	診療所、産院、料理、食堂、喫茶、旅館、氷菓子製造、めん類製造、生鮮魚貝販売、飼育養魚、理容、洗濯、写真、菓子製造、牛乳販売、生花販売、青物販売、醸造、漬物製造、清涼飲料製造、車両修理販売、その他これらに類似し、営業を目的とするもの
官公署 学校その他 公共用	官公署、学校、公民館、児童館、その他営利を目的としない公共用に供するもの
浴場営業用	公衆浴場法による許可を受けた公衆浴場用に供するもの
その他 工事等 臨時使用	工事現場、噴水、臨時売店、庭園用等その他これらに類似するものの用に供するもの

(2) 共用給水装置

用途	適用基準
一般用	一般家庭、アパートの用に供するもの

2 前項の適用について疑義があるとき、又はこれにより難いときは、町長の認定による。

(資料提出の請求)

第28条 用途の適用又は水量の認定について、町長が必要と認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

(料金の月計算)

第29条 料金は、前月の点検定例日の翌日から当月の点検定例日までを1か月として算定し、点検をした日の属する月分として徴収する。

(定例日の変更による使用日数15日以内のものの料金計算)

第 30 条 条例第 26 条ただし書の規定により、定例日を変更したため、1 か月の使用日数が 15 日以内となったときの料金の計算については、条例第 27 条の規定を準用する。

（納付後の料金の増減）

第 31 条 料金納付後その料金に増減ができたときは、その差額を追徴又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

（使用の中止又は廃止の届出のない場合の料金）

第 32 条 条例第 19 条の規定による使用の中止又は廃止の届出がないときは、水を使用しない場合でも最低料金を徴収する。

（料金概算額の徴収）

第 33 条 条例第 31 条第 1 項に規定する者とは、次のとおりとする。

- （1）条例第 37 条の規定により給水を停止された者で将来も滞納のおそれのある者
- （2）土木工事建築工事、興行等のため臨時に給水する者で前納の必要があると認めるもの

（料金等の徴収方法）

第 34 条 料金その他の納付金は、集金制及び納付制の方法をもって徴収する。

（料金等の領収及び取扱人印）

第 35 条 集金制の方法で徴収する料金、その他の納付金に対する領収書は取扱人の印があるものに限り有効である。

（加入分担金）

第 35 条の 2 条例第 31 条の 2 に定める加入分担金は、給水装置工事の申込者から設置するメーター口径により徴収する。

- 2 条例第 31 条の 2 第 2 項の居住要件は、申込み又は、届出の際の住民基本台帳登載の有無のほか、生活実態等によるものとする。
- 3 既設の給水装置を廃止（中止、停止、撤去も含む。）し、別な場所で新設するものでも加入分担金は徴収する。
- 4 同一宅地内における増径については、増径に伴う差額のみとする。ただし、新たに別の給水装置を増設（新設）するものについては、第 1 項の規定により徴収する。
- 5 条例第 19 条の届出により承認を受けた給水装置の所有権譲渡に当たっては、加入分担金は要しない。
- 6 分譲住宅、アパート等で各戸（各部屋）ごとに設置される給水装置にあっても、各戸（各部屋）に設置されるメーター口径ごとに加入分担金は徴収する。
- 7 他の給水装置からの分岐分水の場合で、1 の給水装置を独立させて新たに分岐分水を行うものについては、同一宅地内であっても加入分担金は徴収する。
- 8 分水栓の共有の場合での前項の工事については、その加入分担金は両者の均分等協議によるほか、新設の工事申込者（独立の申し出者）の負担とする。
- 9 工事申込者が、申込みの際町外居住であっても、その給水装置の給水開始日までに本町の住民基本台帳に登載される等町内居住の見込のある者については、町内の居住とみなすものとする。ただし、この場合の給水開始届

には、住民基本台帳に登載されていることを証する書類等居住の実態が明らかとなる書類等を提出しなければならない。

- 10 工場又は事業場（以下「工場」という。）の新設をし、工場の責任者が九度山町に居住する場合の工事申込みについては、町内の居住とみなすものとする。ただし、この場合の給水開始届には、工場責任者が住民基本台帳に登載されていることを証する書類等居住の実態が明らかとなる書類等を提出しなければならない。
- 11 前2項の場合の給水開始届にあつては、前2項のただし書きの書類等が提出されなかった場合には、町長は加入分担金を追徴できる。

第6章 雑則

第 36 条 この規定の細目については、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 48 年4月1日から施行する。
- 2 九度山町簡易水道使用条例施行規則（昭和 41 年規則第 24 号）は、昭和 48 年3月 31 日をもって廃止する。

附 則（平成3年 12 月 26 日規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年4月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 25 日規則第 13 号）

この規則は、平成 15 年4月1日から施行する。

附 則（平成 31 年2月 18 日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。